

2022年4月28日

お客さま各位

永和信用金庫

確認手続きのご協力のお願い
(お取引目的等確認のお願い)

近年、日本および国際社会において、マネー・ローンダリングおよびテロ資金
供与対策の重要性がますます高まっています。金融機関においては、「犯罪によ
る収益移転防止に関する法律」および金融庁より公表された「マネー・ローンダ
リングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、お取引に必要
なお客さまに関する情報やお取引の目的などに対する定期的な確認が義務付け
られています。

当金庫におきましても、お客さまの安全・安心な生活やお取引をお守りするた
めの環境整備に取り組んでいます。その一環として、すでにお取引をいただい
ているお客さまを対象に「確認手続きのご協力のお願い」のご案内ハガキを順次送
付し、お客さまの現在の情報（お名前、ご住所、ご職業、お取引の目的など）の
確認を定期的に実施させていただきます。

お客さまとのお取引を継続させていただくための必要な確認手続きですので
大変お手数ではございますが、何とぞご理解・ご協力いただきますようお願いい
たします。

【 お客さまからのご回答方法 】

1. WEB 画面でのご回答方法

- ・ お手持ちのスマートフォンでご案内ハガキに表示されている QR コードを読み取り、専用ページにアクセスしてください。
- ・ QR コードの読み取りができない場合は、下記 URL を直接入力してください。
<https://torihiki-kakunin.shinkin-bank.jp/1643/>
- ・ 「確認手続きご協力のお願い」のハガキに記載されている「お客さま ID」と「アクセスキー」を入力し、ログイン後、回答を入力し、事前に撮影し保存した本人確認書類（表・裏）の写真をアップロードしてください。

2. ご案内ハガキ提出による回答方法

- ・ ご自身・ご家族の端末がスマートフォン対応でない場合や操作方法がわからない場合は、お取引店へご来店いただき、窓口でお手続きさせていただきます。
- ・ お近くの当金庫の店舗窓口にご案内ハガキと本人確認書類等をご持参ください。
- ・ お送りしたご案内ハガキの右ページ「お取引目的等確認のお願い」（取引確認記録票）の各確認項目についてご回答を記入いただき、本人確認書類と一緒にお取引店の窓口へご提示をお願いします。

3. その他

- ・ 「確認手続きのご協力のお願い」のハガキは順次お客さまに発送させていただきます。同居ご家族の皆さまに、同一時期にハガキが届かない場合もございますのでご了承ください。

【 本件に関する問い合わせ窓口 】

お客さま情報確認センター 0120-90-7327

受付時間 平日 9:00~17:00

【 確認手続きのご協力のお願い ご案内ハガキ（圧着式）イメージ 】



郵便はがき



重要

親展

ご確認手続きご協力のお願い

2021年12月31日現在の当金庫でお預りしているお客さまの情報をもとに作成しております。



永和信用金庫

リスク統括部
〒556-0005
大阪市浪速区日本橋4丁目7番20号

ゆっくり読んでいただくにはがしてご覧ください。
水に濡れている場合、乾かしてからめくってください。

確認手続きのご協力のお願い

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
さて、当金庫では、金融庁より公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、本人確認書類のご提示、ご職業・お取引目的・お客さまに関する情報等の確認をさせていただきます。お客さまには大変お手数をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

回答期限日：2022年 月 日まで

WEB画面でご回答いただく場合



①お持ちのスマートフォンで左のQRコードを読み取り、専用ページへアクセスしてください。（URLを直接入力し、専用ページへアクセスすることも可能です。）
【URL】 <https://tarihiki-kakunin.shinkin-bank.jp/1643/>
②ログイン画面が表示されますので、「お客さまID」と「アクセスキー」を入力し、ログインしてください。

お客さまID： _____ アクセスキー： _____

③表示された確認項目に対する回答を入力してください。
④案内に従って本人確認書類(注)を撮影してください。

店頭までご来店いただく場合

右ページ(取引確認記録票)の各種項目について、ご回答をご記入いただき、以下の本人確認書類(注)と一緒に取引店またはお近くのお店の窓口へご提示願います。

(注)【準備していた本人確認書類(次の中から1種類のみ)】

- | | |
|-------------------|-----------|
| ・運転免許証 | ・在留カード |
| ・運転経歴証明書 | ・特別永住者証明書 |
| ・平成24年4月1日以降発行のもの | ・健康保険証 |
| ・マイナンバーカード | ・住民票 |

右ページ(取引確認記録票)の国籍回答欄において、「日本以外」にチェックされたお客さまは、在留カードのご提示をお願いします。

本件に関する
お問合せ窓口

平日9:00～17:00

お客さま情報確認センター

お取引目的等確認のお願い(取引確認記録票)

永和信用金庫

記入日 年 月 日

お客さまID	_____	国籍	<input type="checkbox"/> 日本(永住者、特別永住者含む) <input type="checkbox"/> 日本以外
おなまえ(本名)	ワシオカ		
ご住所	〒 _____		
電話番号	_____	生年月日	年 月 日
携帯電話	_____		

お客さまのご職業について、以下よりご選択のうえ、該当する項目にチェックをご記入ください。

自営業以外-個人事業主以外の場合

自営業-個人事業主の場合

- | | | |
|------------------------------------|--|--|
| <input type="checkbox"/> 会社員-団体職員 | <input type="checkbox"/> 不動産業 | <input type="checkbox"/> 建設業 |
| <input type="checkbox"/> 会社役員-団体役員 | <input type="checkbox"/> 製造業-加工業 | <input type="checkbox"/> 小売業 |
| <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 飲食業 | <input type="checkbox"/> 卸売業 |
| <input type="checkbox"/> 派遣社員-契約社員 | <input type="checkbox"/> サービス業 | <input type="checkbox"/> 不動産-オークション-賃屋 |
| <input type="checkbox"/> パート-アルバイト | <input type="checkbox"/> 医師-医学生 | <input type="checkbox"/> 中古車販売業 |
| <input type="checkbox"/> 主婦-主夫 | <input type="checkbox"/> 弁護士-司法書士-行政書士 | <input type="checkbox"/> 税理士-会計士 |
| <input type="checkbox"/> 学生 | <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理業 | <input type="checkbox"/> コンサルタント |
| <input type="checkbox"/> 解雇-退職された方 | <input type="checkbox"/> 貸金業 | <input type="checkbox"/> 宝石-貴金属等取扱事業 |
| <input type="checkbox"/> その他() | <input type="checkbox"/> その他() | |

勤務先(学校)、事業所について

名 称： _____
所在地： 〒 _____

当金庫とお取引いただく目的を以下よりご選択のうえ、チェックをご記入ください。(複数回答可)

- | | | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 貯蓄 | <input type="checkbox"/> 生活費支払 | <input type="checkbox"/> 事業性決済 | <input type="checkbox"/> 給与-年金受取 |
| <input type="checkbox"/> 住宅-個人ローン | <input type="checkbox"/> 投資 | <input type="checkbox"/> 外国為替取引 | <input type="checkbox"/> 自動振替(普通/特別/決済) |
| <input type="checkbox"/> その他() | | | |

外国との取引、外国に保有する資産について なし あり

外国PEPsまたはその家族に該当しますか 該当しない 該当する
※外国PEPsとは、外国の政府等において重要な地位を占める方の方です。詳細についてはご来店の際にご説明させていただきます。(WEB画面でご回答する場合は、説明ページを参照してください。)
(注)「ありまたは「該当する」とご回答された方には、同名等をお知らせする場合がございます。